

愛知県春日井市、水道水における 有機フッ素化合物PFASの 検査結果の公表についての問題

2024年4月

はらだよしひろ（原田芳裕）

大問題点

春日井市が2023年8月に行った、有機フッ素化合物PFAS（ルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)）の水質検査において、
水源となる地下水から、**国が定めた暫定目標値を超えた数値が出ていたにも関わらず、これを市民に公表しなかったこと。**



具体的には・・・

2023年8月に春日井市が、水道水に対して行ったPFASの検査のうち、町屋第3水源と町屋第6水源にて、国の暫定目標値を上回った値が出たにも関わらず、それを市民に公表しなかった。

社会問題化しつつある、有機フッ素化合物 PFASとは・・・基礎知識

- ▶ 世界中で約4700種類あるとされる有機フッ素化合物の総称。ペルフルオロオクタンスルホン酸（[PFOS](#)〈ピーフォス〉）とペルフルオロオクタン酸（[PFOA](#)〈ピーフォア〉）が代表例。水や油をはじき、熱に強い性質がある。1950年代ごろからフライパンなどの表面加工から、大きな火事に使う泡消火剤まで広く使われてきた。
- ▶ PFASは自然界でほぼ分解されず、人体や環境中に長く残るため「フォーエバー・ケミカル（[永遠の化学物質](#)）」と呼ばれている。国連のストックホルム条約会議では製造や使用が原則禁止されている。[世界保健機関](#)（WHO）の専門組織である国際がん研究機関（IARC）は昨年、PFOAを4段階中最も高い「[発がん性](#)がある」に評価を引き上げた。同じ分類にはたばこが含まれる。PFOSは上から3番目の「発がん性がある可能性がある」とした。



永遠の化学物質と呼ばれるほどの安定的物質であり、発がん性もあるため、土壌に蓄積されたものが、水に溶け込み、水道水などを通して、人体に危険性を及ぼす可能性も指摘されている。

実際に、日本各地で、国の暫定目標値＝50ナノグラム/ℓ を超えた水が検出されており、社会問題化しつつある。

1 私は、PFASに関して、
春日井市に情報開示請求を
行った。

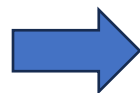
春日井市に対する公文書開示請求①

～公文書開示請求をしようと思ったきっかけ～

- 春日井市は、水道水質検査計画に則り、令和3年度から、水道水やその源水におけるPFASの水質検査を実施し、その結果を公表している。
- その結果、水道の原水となる井戸水で、令和4年8月と、令和4年9月、令和5年5月に、国の暫定目標値を超えた水が検出されたことを、春日井市は公表している。

※しかし、**毎回、調査地点が違ったり、不思議な点をいくつか感じた**ので、情報開示請求を使って、この結果の元となる、公文書を調べる必要を感じた。

この疑問点については、私のHPにも残していますので、右のQRコードから、読んでいただければ幸いです。



令和6年2月末日現在

有機フッ素化合物 (PFOS/PFOA) の水質検査結果

1 町屋水源及び町屋送水場 (浄水場) 【単位: ng/L】

区 分	原水 (井戸水)						浄水
	第1水源	第2水源	第3水源	第4水源	第5水源	第6水源	町屋送水場
令和3年4月	<5	<5	8	<5	<5	10	<5
令和3年9月	—	6	—	—	—	—	13
令和4年8月	—	—	53	—	—	—	29
令和4年9月	—	—	45	—	—	82	—
令和4年11月	—	8	—	—	15	—	23
令和5年2月	—	—	—	—	—	—	25
令和5年5月	<5	10	33	<5	12	52	18
令和5年8月	—	—	32	—	—	—	47
令和5年11月	—	10	31	—	12	—	47
令和6年2月	—	—	29	—	—	40	15

2 桃山配水場 【単位: ng/L】

区 分	配水 (水道水) ^{※1}		送水 (水道水) ^{※1※2}	
	桃山No. 1配水区	桃山No. 2配水区	東山配水場	東神明配水場
検査地点	配水場出口①	配水場出口②	配水場出口③	
令和3年4月	—	—	—	—
令和3年9月	9 ^{※3}	—	—	—
令和4年8月	—	—	—	—
令和4年9月	17	6	—	6
令和4年11月	—	—	—	—
令和5年2月	11	—	—	—
令和5年5月	12	5	—	5
令和5年8月	7 ^{※3}	<5 ^{※3}	—	<5
令和5年11月	7 ^{※3}	<5 ^{※3}	—	<5
令和6年2月	8 ^{※3}	<5 ^{※3}	—	<5

※1 町屋送水場の浄水は、桃山配水場において、愛知県企業庁から受水した水と混合し、水道水として供給しています。
 ※2 桃山配水場より市内の他配水場へ送水しています。
 ※3 配水場出口①及び配水場出口②から水道水を供給している未端給水栓での結果です。

3 知多水源、知多配水場 (浄水場) 及び給水栓 【単位: ng/L】

区 分	原水 (井戸水)						浄水 (水道水)	
	第1水源	第2水源	第3水源	第4水源	第5水源	第6水源	知多配水場	給水栓 ^{※4}
令和3年4月	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	—
令和3年9月	—	<5	—	—	—	—	<5	<5
令和4年8月	—	—	<5	—	—	—	<5	—
令和4年11月	—	—	—	—	—	—	<5	—
令和5年5月	—	—	—	<5	—	—	<5	<5
令和5年8月	—	—	—	—	—	—	<5	—
令和5年11月	—	—	—	—	—	—	<5	—
令和6年2月	—	—	—	—	—	—	<5	—

※4 知多配水場から水道水を供給している未端給水栓での結果です。

<備考>
 表中の「<5」は検査結果が5ng/L未満であることを示します。
 表中の「—」は検査を実施していません。
 国が定める水道水中の暫定目標値は、PFOS及びPFOAの和として50ng/Lです。

春日井市に対する公文書開示請求②

～実際の公文書開示請求～

私は、以下の内容で、春日井市長（上下水道部）に、公文書開示請求を行いました。

「令和3年4月から令和5年12月まで、春日井市が、水道法第20条第3項の定めにより、登録検査機関へ委託して行った、全ての配水場(浄水場も含む)・水源・ポンプ場における、ペルフルオロオクタン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。

- ・この記録には、登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)等も含む。
- ・この記録には、源水(井戸水)・浄水・配水(水道水)・送水(水道水)も含む」



実際の公文書開示請求書

第1号様式(第2条関係) 公文書開示請求書 2023年 12月 25日

(宛先) 春日井市長 (上下水道部)
氏名 原田芳裕
〔法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名〕
郵便番号 [REDACTED]
住所(居所)又は事務所(事業所)の所在地 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

春日井市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示請求をします。

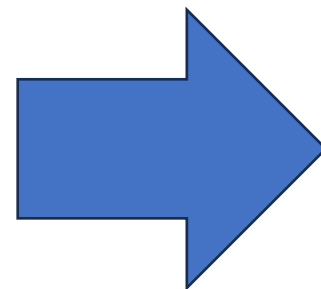
公文書の名称その他の開示請求に係る公文書特定するに足る事項	令和3年4月から令和5年12月まで、春日井市が、水道法第20条第3項の定めにより、登録検査機関へ委託して行った、全ての配水場(浄水場も含む)・水源・ポンプ場における、ペルフルオロオクタン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。 ・この記録には、登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)等も含む。 ・この記録には、源水(井戸水)・浄水・配水(水道水)・送水(水道水)も含む
開示の実施の方法 〔希望する方法を○で開んでください。〕	1 閲覧 2 写しの交付(写しの送付 <input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない) 3 その他()
備考	

2 春日井市のPFAS水質検査 の分析結果

～国の暫定目標値を超えた検査結果を～
～春日井市が公表しなかったことが、数回に及んでいる～

公文書開示請求の結果 ～PFASの検査結果が開示されました～

- 令和3年4月～令和5年12月までのPFASに関する、春日井市上水道における、検査結果の公文書が、私に開示された。（令和6年2月9日付）
- 開示された文書は、400ページ以上に渡る、膨大なものだった。



※但し、検査機関側の印影や個人名などは開示されず
実際の開示決定通知書。

第3号様式(第4条関係) 公文書一部開示決定通知書

5 春配管第354号
令和6年2月9日

原田 芳裕 様
春日井市長 石黒 直樹

令和5年12月25日付で開示請求のありました公文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、春日井市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称	令和3年4月から令和5年12月まで、春日井市が、水道法第20条第3項の定めにより、登録検査機関へ委託して行った、すべての配水場(浄水場も含む)・水源・ポンプ場における、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)の水質検査の記録の全て。 この記録には、登録検査機関が春日井市に提出した検査結果の根拠資料(クロマトグラム、濃度計算書等)等も含む。 *この記録には、原水(井戸水)・浄水・配水(水道水)・送水(水道水)も含む		
開示を実施する日時及び場所	日時	午前	午後
	場所		
開示の実施の方法	写しの送付		
開示しないこととした部分	受託者(法人)及び検査責任者の印影、並びに、検査担当者、分析担当者、担当者、承認者及び分析者の氏名		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	春日井市情報公開条例第7条第2号 氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 同条例第7条第4号 印影を公にすることにより、犯罪の予防に支障をきたすおそれがあるため。		
担当課等	上下水道部 配水管理事務所 電話番号 (0568) 81-7157		

不服申立て及び取消訴訟
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日井市長に対して審査請求をすることができます。
2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分6か月以内に、春日井市を被告として(訴訟において春す。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分(審査請求)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は提起することができなくなります。なお、正当な理由が求めた場合には、その審査請求に対する(裁判)があつたあつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起

原田 芳裕 様
請求いたしました
資料を送ります。
よろしくお願いいたします。
配水管理事務所 電話
(0568) 81-7157

注1 この通知書をお持ちの上、指定の日時にお越しください
注2 指定の日時に御都合が悪い場合には、あらかじめ担当

PFAS 公文書の分析結果

～大結論～

結論

◆公表した結果以外に、国の暫定目標値（50ng/ℓ）を超えた検査結果が出たにもかかわらず、その事実を春日井市が公表しなかったことが、数回に及んでいる。

I. 令和5年8月、町屋第3水源及び町屋第6水源において、それぞれ、**60ng/ℓ 56ng/ℓ** という国の暫定目標値を超えた検査結果が出たにもかかわらず、それを公表しなかった。

・この同月に、同じ箇所から、採水をし直し、検査条件を変えて（試料量100mL ⇒500mL）、出た検査結果を公表。※この時の検査結果は、それぞれ、32ng/ℓ 47ng/ℓ だった。

II. 令和4年8月、町屋第3水源において、58ng/ℓ という検査結果が出ていたにもかかわらず、同じ採水で検査条件を変えて（濃縮率1000⇒500）再検査し、53ng/ℓ で公表。

・いずれにしても、暫定目標値を超えているが、はじめの検査結果を公表しなかったのは事実。

分析詳細① その1

令和5年8月、町屋第3水源及び町屋第6水源において、それぞれ、60ng/l 56ng/l という国の暫定目標値を超えた検査結果が出たにもかかわらず、それを公表しなかった。

令和5年8月1日に春日井市によって採水された水を検査機関が分析したところ、**町屋第3水源**と、**町屋第6水源**から、それぞれ、**60ng/l** **56ng/l** という国の暫定目標値を超えた検査結果が出た。

しかし、春日井市は、その事実を公表しなかった！

尚、この時と同じ検査条件（試料量100mL）で、国の暫定目標値を超えて公表をした先例がある。

令和5年5月、町屋第6水源の52 ng/l である。

ここから考えても、この時に公表しない理由はどこにもなかったはずである。

月日	令和5年8月1日
び検体	別紙1のとおり
	PFOS及びPFOA (mg/L)
町屋送水場	0.000024
知多配水場	<0.000005
町屋第3水源	0.000060
町屋第6水源	0.000056
暫定目標値	0.00005

町屋第3水源、町屋第6水源を除き暫定目標値未満

愛知県春日井市

町屋第3水源 町屋第6水源にて、国の暫定目標値を超えたPFASが検出されたことを示す公文書の一部。ng/l ではなく、mg/l で示されている。

分析詳細① その2

令和5年8月、町屋第3水源及び町屋第6水源において、それぞれ、60ng/l 56ng/l という国の暫定目標値を超えた検査結果が出たにもかかわらず、それを公表しなかった。

令和5年8月21日に、国の暫定目標値を超えた町屋第3水源 町屋第6水源で採水をし直し、検査条件を変えて（試料量100mL ⇒ 500mL）、検査を行う。
この時の検査結果は、それぞれ、32ng/l 47ng/l だった。

この時の検査結果を、春日井市は公表した。

あえて採水し直し、検査条件を変えたら、国の暫定目標値を下回ったから、公表したのでは？

採水年月日	町屋送水場	町屋第3水源	暫定目標値
令和5年8月21日	0.00018	0.00032	0.0005

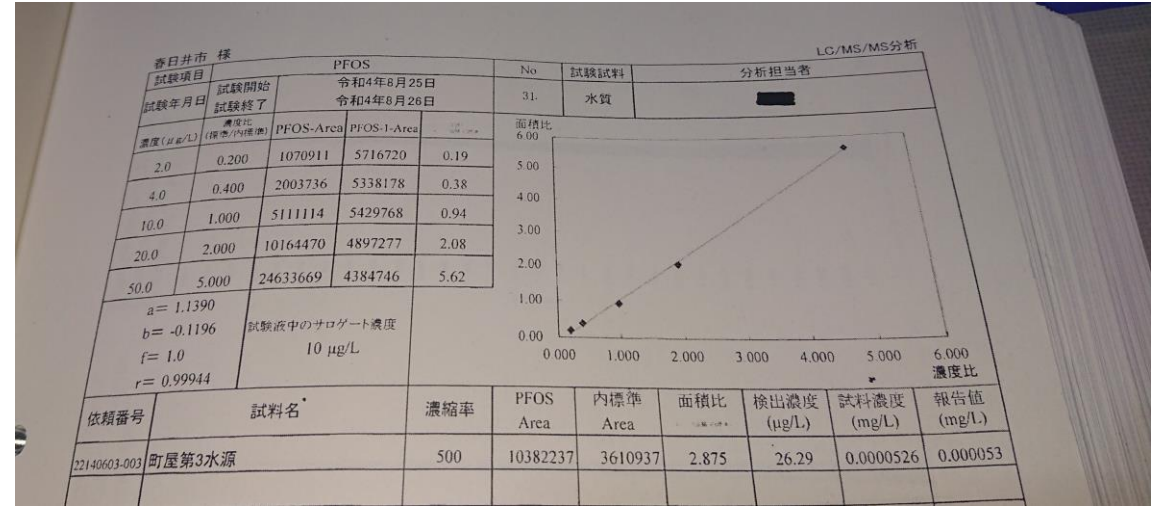
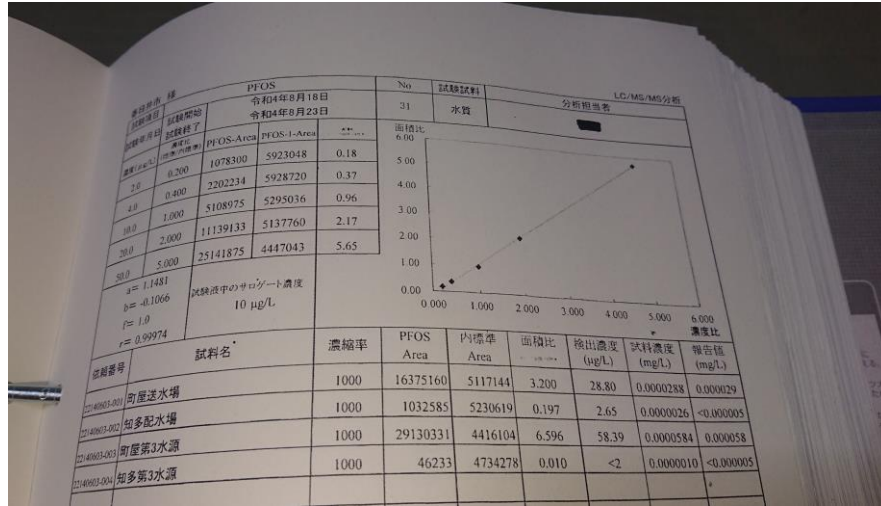
全ての地点において、暫定目標値未満。

令和5年8月21日に採水した水の検査結果を示す公文書の一部

分析詳細②

令和4年8月、町屋第3水源において、58ng/l という検査結果が出ていたにもかかわらず、同じ採水で検査条件を変えて(濃縮率1000⇒500)再検査し、53ng/lで公表。

※画像は、いずれも開示された公文書の一部です。



令和4年8月のPFAS検査において、町屋第3水源から、濃縮率1000で、58ng/l という国の暫定目標値を上回る検査結果が出た。

その直後、町屋第3水源のみ、濃縮率500に変えて、再検査したところ、53ng/l という結果が出た。 ※暫定目標値超える
結局、春日井市は、この検査結果を公表した。

3 春日井市ホームページの PFASに関する記載について。

～春日井市のホームページにおける、PFASについての記載は、～
～市民に対する情報としては、問題があるのでは？～

春日井市は、ホームページ上に、PFASに関する記事を載せている。

- 春日井市は、ホームページ上にPFASに関する記事を載せています。
(<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1020797/1020884/1021187/1029899.html>)

ここでの、記載内容に問題のあるところがあります。

The screenshot shows a web browser displaying the Kasugai City website. The page title is "本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について" (About PFAS in Municipal Tap Water). The breadcrumb trail is: ホーム > くらし・手続き > 上下水道 > 安心安全(水質・災害対策) > 1 水質管理 > 本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について. The page content includes a sidebar with navigation links for "くらし・手続き", "上下水道", "安心安全(水質・災害対策)", "1 水質管理", "水道水質検査計画", "水道水質検査結果", and "水道水における放射能の影響". The main content area has a heading "本市の水道水における有機フッ素化合物(PFAS)について" and a sub-heading "PFOS及びPFOAの検査結果(令和6年2月更新) (PDF 127.4KB)". The text states that Kasugai City has implemented PFAS and PFOA water quality checks since FY2021. It mentions that no results have exceeded the provisional target values so far, and that results will be published as needed for public safety. The page ID is 1029899 and it was updated on March 9, 2024.

春日井市ホームページ上に、 載せているPFASに関する記述の問題点

問題の記述

- 「令和4年8月から9月に実施した水質検査では、町屋水源の一部の井戸水において、PFOS及びPFOAが含まれていることを確認しました。」

※PFOS PFOAとは、PFASの中でも代表的なもの。



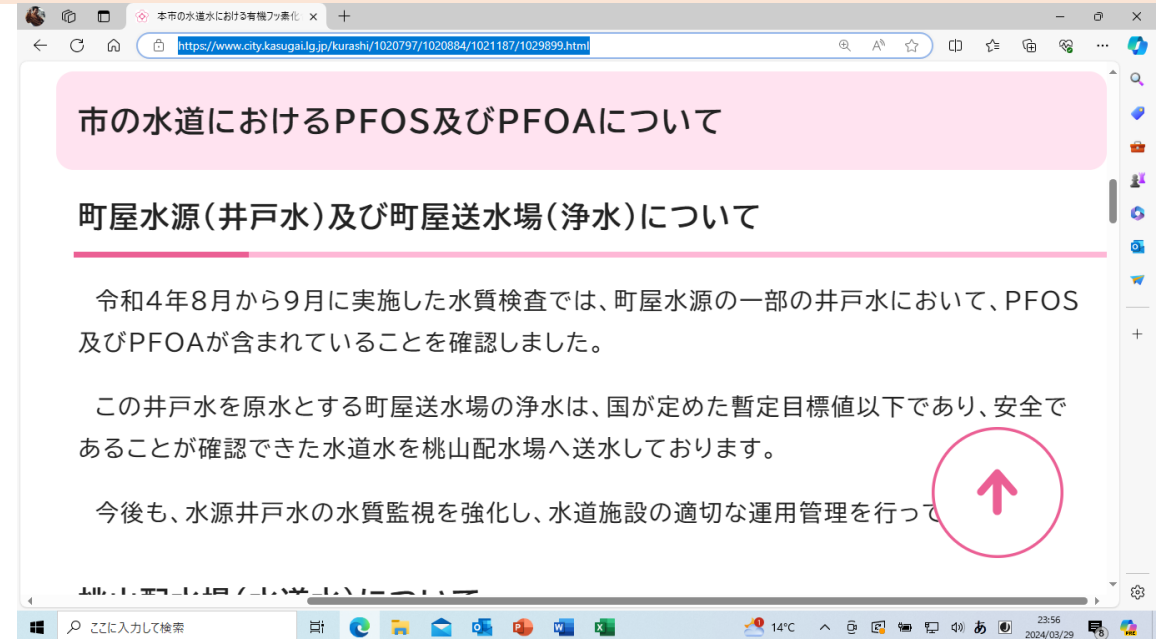
実際には

- 国の暫定目標値超えで言えば、公表されているものだけでも、令和5年5月(町屋第6水源 52ng/l)もあるのであり、公表されていないものも含めれば、令和5年8月の検査結果もある。
- また、国の暫定目標値にこだわらなければ、水道水中にも、他の水源もPFASは出ている。

事実と異なり、誤解を与える記述



水道への安心を装うため？



<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1020797/102084/1021187/1029899.html> から。

問題のまとめ

問題のまとめ

1. 令和5年8月1日に春日井市によって採水された水を検査機関が分析したところ、**町屋第3水源と、町屋第6水源から、それぞれ、60ng/ℓ 56ng/ℓ という国の暫定目標値を超えた検査結果が出た。しかし、春日井市は、その事実を公表しなかった！**
2. 春日井市のホームページのPFASに関する記述は、事実と異なる部分があり、水道への市民の安心感を装っている節がある。